

協議第 5 号

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会小委員会の設置について

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会小委員会の設置について別紙のとおり協議する。

平成 1 5 年 6 月 4 日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会における小委員会の設置について

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会では、合併協議会規約第11条に基づき小委員会を設置することができ、特に重要であり十分な調査、審議が必要な協議事項について小委員会へ付託することができることとなっています。

こうしたことから、合併の効率的な検討・協議を進めるうえから、次のとおり3つの小委員会を設置し、集中的に調査、審議を行うことが有効且つ効果的であると考え設置するものであります。

小委員会名（協議項目）	設置理由	付託事項
議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会 （6 議会議員の定数及び任期の取扱い） （7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い）	合併した場合の議会議員、農業委員会委員の定数や任期は、特例などの選択によって態様が異なることから、十分な調査、審議等を行う必要があること。	ア 議会議員の定数及び任期の取扱い イ 農業委員会について ・農業委員会の区域の取扱い ・農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
新市建設計画小委員会 （11 新市建設計画）	新市建設計画は、新市将来構想とともに合併した場合の新市の姿を住民の皆様にお知らせする大切な役割を持つもので、合併の重要な判断材料となることから、地域の実情や特性を踏まえ十分な調査、審議等を行う必要があること。	ア 新市将来構想（案）の作成 イ 新市建設計画（案）の作成

<p>地域自治組織等小委員会 (10 地域審議会の取扱い) (14 組織及び機構の取扱い)</p>	<p>「地域住民の声の反映」や「地域の特色を活かしたまちづくり」を進める仕組み作りが、合併の重要な課題となると考えられ、また、第27次地方制度調査会の中間報告において地域自治組織の制度化に向けた動きが見られることから、地域審議会や支所等の在り方も含め十分な調査、審議等を行う必要があること。</p>	<p>ア 地域自治組織に関する情報収集及び調査・研究 イ 小委員会として考察する合併した場合の地域の在り方 ・ 地域自治組織の設置の有無 ・ 支所等の在り方</p>
---	---	---